

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月23日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長 三木谷 正直 連絡場所 東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル好配当株式ファンド 円コース グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース グローバル好配当株式ファンド 中国元コース グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各投資信託につき上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年9月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、「グローバル好配当株式ファンド 中国元コース」（以下「中国元コース」といいます。）の信託契約を解約し、信託を終了すること（予定）等に伴ない、訂正すべき事項および追加すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

(7) 申込期間

< 訂正前 >

平成24年9月15日から平成25年3月14日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

平成24年9月15日から平成25年3月14日まで^{*}

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

* 中国元コースの信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、平成25年3月14日をもって信託を終了することとなった場合には、中国元コースの申込期間は平成25年2月22日までとします。（詳しくは、「（12）その他「中国元コース」の信託契約の解約（繰上償還）の予定について」をご参照ください。）

(12) その他

< 訂正前 >

投資信託振替制度における振替受益権について

（略）

スイッチングについて

「グローバル好配当株式ファンド」を構成する各ファンド間で、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位でスイッチングができます。

スイッチングとは、「グローバル好配当株式ファンド」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求）すると同時に「グローバル好配当株式ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。また、申込手数料は販売会社が別に定めます。

・換金の際には信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。

< 訂正後 >

投資信託振替制度における振替受益権について

（略）

スイッチングについて

「グローバル好配当株式ファンド」を構成する各ファンド間で、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位でスイッチングができます^{*}。

スイッチングとは、「グローバル好配当株式ファンド」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求

求)すると同時に「グローバル好配当株式ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。また、申込手数料は販売会社が別に定めます。

・換金の際には信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。

* 中国元コースの信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、平成25年3月14日をもって信託を終了することとなった場合には、中国元コースへのスイッチングの申込みは平成25年2月22日までとします。（詳しくは、「中国元コース」の信託契約の解約（繰上償還）の予定についてをご参照ください。）

「中国元コース」の信託契約の解約（繰上償還）の予定について

グローバル好配当株式ファンドを構成する各ファンドのうち、中国元コースは、平成25年3月14日をもって信託契約を解約し、信託を終了するための手続きを行います。

なお、信託終了を実施する場合は、新規資金を効率的に運用することが困難となるため、中国元コースにおける平成25年2月25日以降の新規の取得申込みを受け付けないものとする信託約款変更を同時に実施します。

1. 信託を終了する理由

中国元コースは、信託財産の純資産総額の減少傾向が継続しており、主要投資対象とする外国投資信託においてかかる費用を含めた中国元コースが実質的に支払う費用（コスト）が、基準価額の変動に大きな影響を与える状況となっています。このような環境下、中国元コースの運用を継続することは受益者にとって好ましくなく、信託契約を解約することが受益者にとって有利と判断されるため、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するものです。

2. 信託終了および信託約款変更の日程

書面決議の対象受益者の確定日	平成25年1月24日
書面による議決権の行使の期限	平成25年2月13日
書面決議の日	平成25年2月14日
新規の取得申込みの中止 (スイッチングによる申込みを含む)	平成25年2月25日以降
信託終了日	平成25年3月14日

3. 書面による決議（書面決議）について

当該信託終了および信託約款変更については、平成25年1月24日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行い、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決・実施されます。受益者の賛成が得られず書面決議において否決された場合には、当該信託終了および信託約款変更は行いません。なお、平成25年1月23日以降に取得申込みをされて取得した受益権については、当該手続きの対象とはなりません。

第二部【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

～（略）

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

（略）

< 属性区分 >

（略）

（注1）（略）

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）（略）

< 訂正後 >

～ （略）

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

（略）

< 属性区分 >

（略）

（注1）（略）

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）（略）

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成24年12月31日まで	7%	-	3%	10%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、各ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成24年12月31日まで	7%	-	7%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

(略)

個別元本について

(略)

上記の内容は平成24年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、各ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

(略)

個別元本について

(略)

上記の内容は平成24年10月末日現在の税法によるものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

第2 【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

(1) 資産の評価

<訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象資産の時価評価方法の原則>

外国投資信託受益証券：計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

(略)

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象資産の時価評価方法の原則>

外国投資信託受益証券：計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

(略)

(3) 信託期間

< 訂正前 >

平成23年6月30日から平成30年6月14日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、信託期間の延長については、「グローバル好配当株式ファンド」を構成する一部のファンドのみにおいて実施される場合もあります。

< 訂正後 >

平成23年6月30日から平成30年6月14日までとします^{*}。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、信託期間の延長については、「グローバル好配当株式ファンド」を構成する一部のファンドのみにおいて実施される場合もあります。

* 中国元コースの信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、平成25年3月14日をもって信託を終了することとなった場合には、中国元コースの信託期間は平成25年3月14日までとします。